

育児休業給付制度が平成 22 年 4 月 1 日より改正されました。

東京メトロポリタン税理士法人
労務・法務部 杉本 美樹

育児休業給付制度とは、子育てをしながら働き続けることができるように支援する制度の一つで、1歳(支給期間の延長に該当する場合は1歳6カ月)未満の子どもを養育するために会社を休む人を対象として、休業期間中の人の生活を支援する制度です。

これまでは、育児休業期間中に「育児休業基本給付金」が支給され、職場復帰後6ヶ月経過した場合に「育児休業者職場復帰給付金」が支給されていました。

制度改正後は統合し、育児休業期間中に「育児休業給付金」として全額支給されることになりました。

復帰しなければ貰えなかったものが、育児休業期間中に全額貰えることになり、貰う側としてはうれしい限りですね。

平成 22 年 4 月 1 日以降の育児休業を開始した人に適用されます。

また、平成 22 年 3 月 31 日までとなっていた育児休業者職場復帰給付金の給付率の引き上げ(10%⇒20%)が、当分の間延長されることになりました。

◆支給対象者

支給の対象者になるには、以下の条件をすべて満たす必要があります。

- ☐ 雇用保険に入っている。
- ☐ 1年以上働いている。
(育児休業開始前2年間に賃金支払い基礎日数が11日以上ある月が12ヶ月以上)
- ☐ 育児休業をとって給料が80%未満に減った。
- ☐ 休業日数が月20日以上。

これらの条件を満たせば、男女を問わず支給の対象になります。

◆貰える額

<育児休業給付金>

貰える額 = 休業前の給料の50% × 育休月数

- ・給料には残業代なども含みます。(ボーナスは含みません)
- ・休暇中に給料が出る人は給料の金額によって給付金が制限されます。

◎例: 月給 25 万円の人が 10 ヶ月育休をとった場合

25 万円 × 0.5 × 10 ヶ月 = 125 万円

育児休業給付金だけに限らず、疑問点・不明点がございましたら弊社担当者までお問合せ下さい。